

船舶事故等調査報告書

平成21年5月28日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009長第21号	
事故等名	貨物船栄吉丸乗揚	
発生年月日時刻	平成20年12月4日18時20分ごろ	
発生場所	熊本県三角ノ瀬戸大瀬戸 三角灯台から真方位103° 300m (北緯34° 37.48'、東経130° 26.85')	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年2月9日長崎・地方事故調査官が海難報告書を入手し、2月17日 船長から口述聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報	貨物船 栄吉丸 199トン	
船種・船名・総トン数	134571	
船舶番号(IMO 番号)	新栄海運有限公司	
船舶所有者等		
船種・船名・総トン数		
船舶番号(IMO 番号)		
船舶所有者等		
乗組員等に関する情報	船長 五級海技士(航海)	
負傷者	なし	
損傷	船首部外板損傷	
事故等の経過	本船は、船首1.0m、船尾3.6mの喫水で、3～4ノットの速力により熊本県三角ノ瀬戸の大瀬戸を北西進中、中神島北方から現れた漁船の紅灯を右舷船首方に認め、機関を全速力後進としたところ、船首が右方に振れ、平成20年12月4日18時20分ごろ、中神島南方の浅瀬に乗り揚げた。 当時、天候は雨で、潮候は上げ潮初期であった。 乗揚後、自力離礁し、点検の結果異常が認められなかったため、神戸港に向かった。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし 本船は、レーダーを0.5マイルレンジとして北西進していたが、目視による見張りを行ってレーダー監視をしていなかったため、中神島に近寄りすぎた針路で航行していることに気付かなかった可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が航行中、レーダー監視を行っていなかったため、中神島に近寄りすぎた針路で航行していることに気付かず、浅瀬に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	
その他の事項	船長は、レーダー監視を十分行わなかったことを反省している。	